

平成23年7月12日
号外第3号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

○秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（23・税務課）…………… 1

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年七月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十三号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十一年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第三十四号を削り、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 徴収法第八十八条第一項において適用する徴収法第八十四条の規定による参加差押解除の通知

第二十六条中「から第十四項まで」を「から第十項まで」に改める。

第二十七条第二項第二号中「第七十三条の十四第六項」を「附則第十一条第十四項」に改める。

第二十七条の二第二項の表中「第七十六条の四第二項」を「第七十六条の四第三項」に改め、「、条例第七十六条の六第二項、条例第七十六条の七第三項、条例第七十六条の八第二項、条例第七十六条の九第二項」を削り、「、第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同条第二項第三号中「、第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同項第四号中「第七十六条の四第二項、」を「第七十六条の四第三項並びに」に改め、「、条例第七十六条の六第二項、条例第七十六条の七第三項、条例第七十六条の八第二項並びに条例第七十六条の九第二項」を削り、同項第七号中「第七十六
六条の四第二項」を「第七十六
六条の四第三項」に改め、「、条例第七十六
六条の六第二項、条例第七十六
六条の七第三項、
条例第七十六
六条の八第二項、条例第七十六
六条の九第二項」を削り、「、第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め
る。

第四十六条の七中「生活バス路線維持費補助金」を「生活バス路線維持費等補助金」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

（自動車取得税の非課税に係る生活路線）

3 条例附則第十八条の三の二の生活路線のうち規則で定めるものは、前年度において生活交通路線維持費補助金の交付対象とされたバス路線とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

| | | |
|------|-----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月 3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |